

今後の建設産業政策及び入札契約制度の 検討の方向性について

(平成25年5月29日)

「地域の建設産業及び入札契約制度のあり方検討会議」の設置について

平成 25 年 5 月 28 日

1. 趣旨

近年、建設投資が大幅に減少し、一般競争入札、総合評価落札方式の適用が拡大する中、受注競争が激化し、ダンピング受注、下請へのしわ寄せ等により現場の技能者等の処遇悪化と若年入職者の減少等による人手不足が深刻化している。また、発注者側においてもスキル・マンパワーが不足している。加えて、入札契約方式が硬直的で時代のニーズや政策目的に対応しきれていない、中長期的な担い手の確保の視点が不十分ではないかとの懸念も生じている。

このため、現場を支える技術者、技能労働者の確保・育成、今後のインフラメンテナンスや災害対応が行える安定的なシステムづくり、時代のニーズや事業の特性に応じた多様な入札契約方式の導入と活用等について、公共工事の透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保に留意しつつ検討することを目的として、国土交通副大臣を議長とする本会議を設置する。

2. 構成員

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

鶴保国土交通副大臣（議長）、松下国土交通大臣政務官、事務次官、技監、増田国土交通審議官、大臣官房長、技術総括審議官、建設流通政策審議官、技術審議官、土地・建設産業局長

※技術総括審議官、技術審議官、土地・建設産業局長は、省内関係部局の長と緊密に連携をとるものとする。

3. 庶務

会議の庶務は、大臣官房地方課、技術調査課、公共事業調査室及び土地・建設産業局建設業課において処理する。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

今後の建設産業政策及び入札契約制度の検討の方向性

資料2



<4つの改革理念>

- 単発の個別品質に加え、中長期的な担い手の確保
- 時代のニーズに応えられる官民パートナーシップの実現
- 企業評価・選定の理念の明確化と行き過ぎた価格競争の是正
- 元請から技能労働者まで施工体制全体の持続可能性確保

<4つの検討の方向性>

時代のニーズや事業の
特性に応じた多様な入札
契約方式の導入と活用

具体例

- 建設企業のノウハウを最大限活用するための方式
- 発注者支援に資する方式
- ダンピングや下請・職人へのしわ寄せ防止にも資する方式
- 受発注者の負担軽減に資する方式や発注の平準化
- 入札手続きの各段階における企業評価のあり方

ダンピング対策の強
化、適正価格での契
約の推進

具体例

- ダンピング対策の強化
- 低入札価格調査基準の引上げ
- より適正な予定価格のあり方
- 必要な経費や賃金が支払われる適正な価格での元下請契約

現場を支える技術・技
能者の確保・育成

具体例

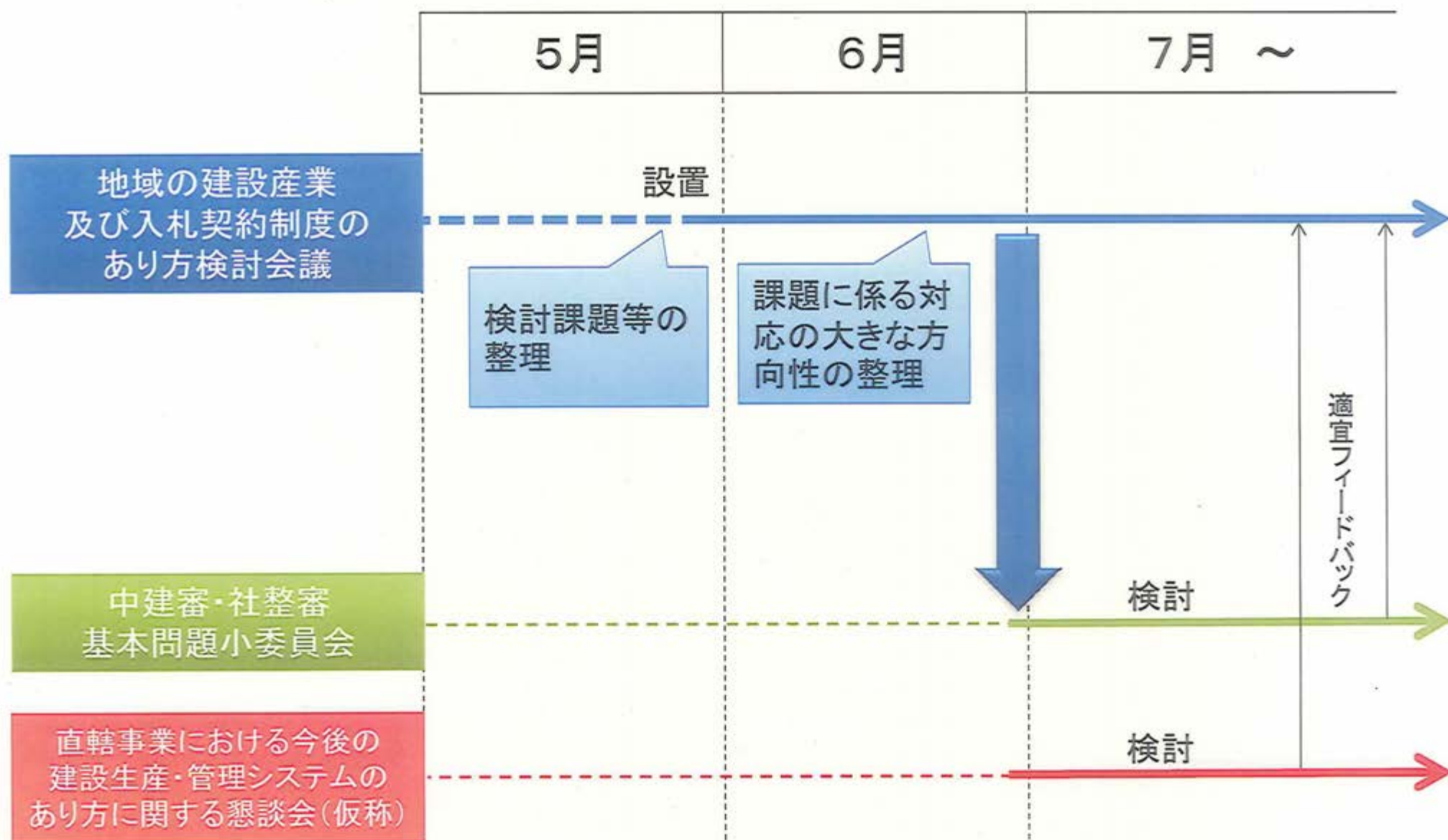
- 若手の技術者や技能労働者の確保・育成方策
- 平成25年度設計労務単価の引上げ
- 就労環境改善に向けた賃上げ状況の調査等、フォローアップや社会保険等への加入徹底方策
- 若者の入職促進等に向けた戦略的広報

地域のインフラメンテ
ナンス、災害対応等
の的確な確保、将来
的な品質確保

具体例

- 維持管理事業(地域維持事業、構造物等の長寿命化対応等)の適切な推進のための方式
- 建設機械の取得促進
- 発注者責務として中長期的な担い手確保、品質確保等を明確化

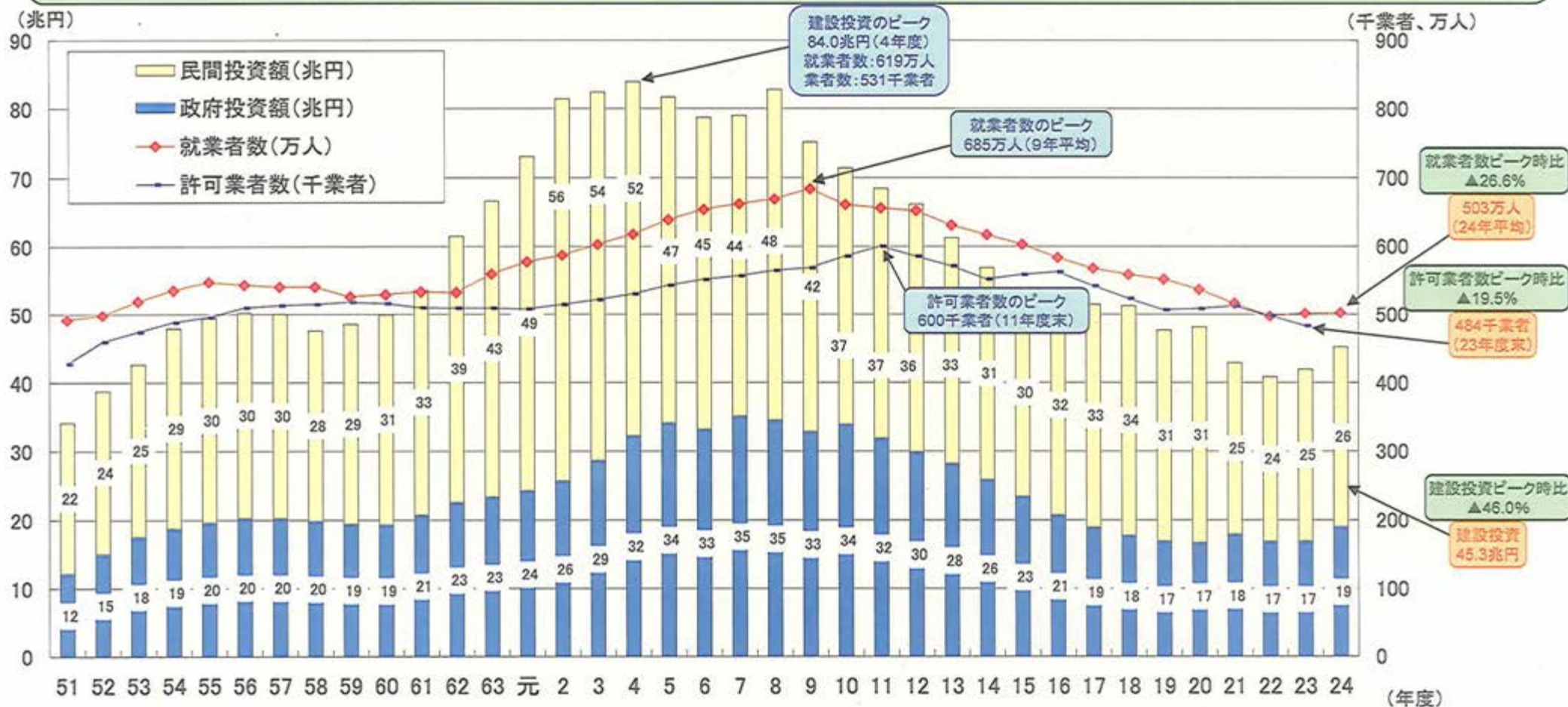
(赤字は最近議じた措置)



参考資料

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成24年度見通し)は約45兆円で、ピーク時(4年度)から約46%減。
- 建設業者数(23年度末)は約48万業者で、ピーク時(11年度末)から約20%減。
- 建設業就業者数(24年平均)は503万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

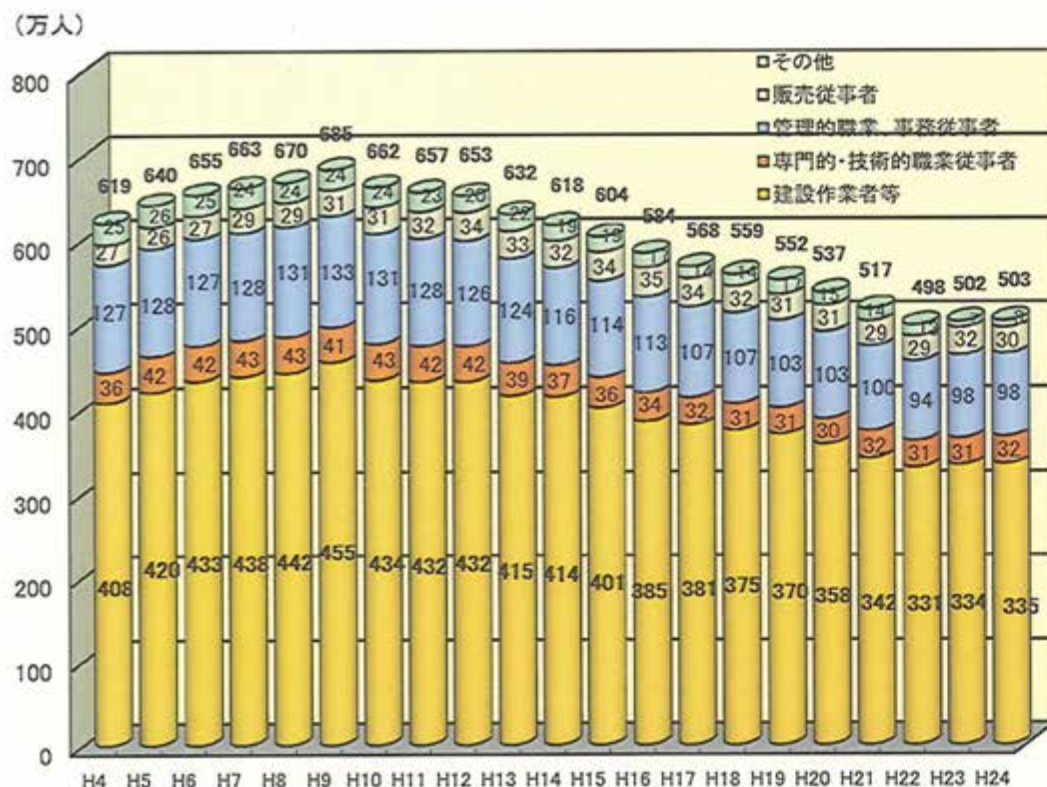
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

技能労働者等の減少、建設業就業者の高齢化の進行

技能労働者等の減少

- 建設業就業者: 619万人(H4) → 503万人(H24) ▲ 116万人(▲19%)
- 技術者: 36万人(H4) → 32万人(H24) ▲ 4万人(▲11%)
- 技能労働者: 408万人(H4) → 335万人(H24) ▲ 73万人(▲18%)

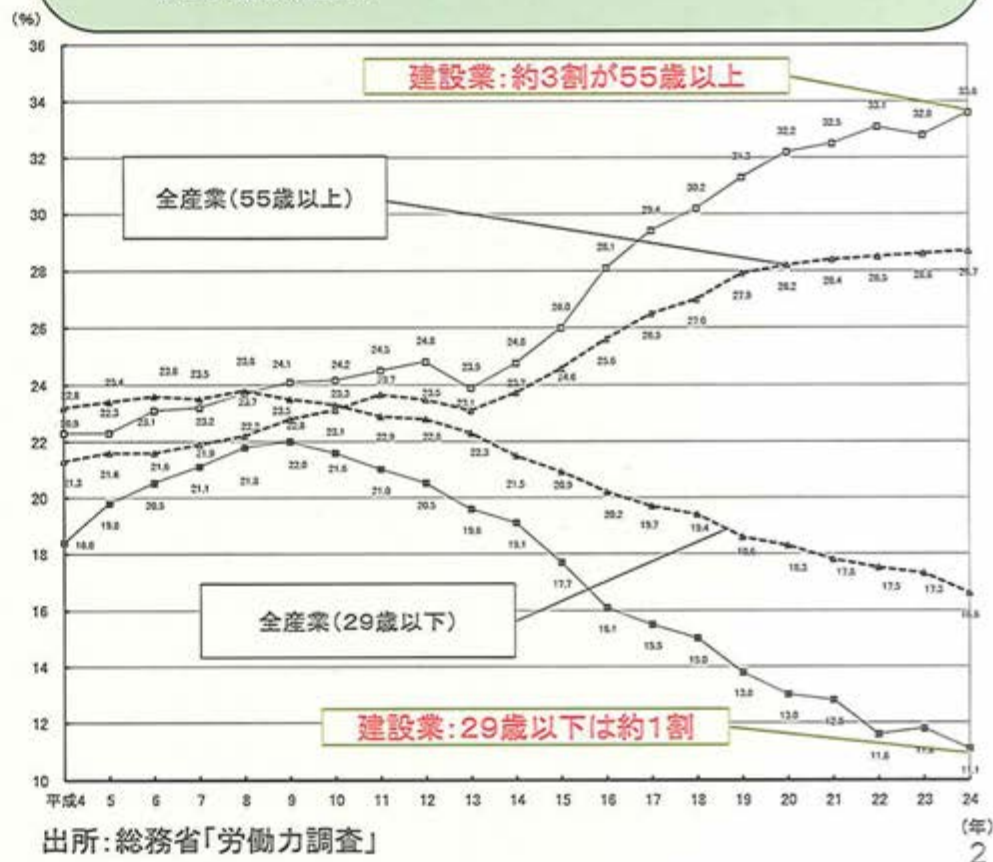


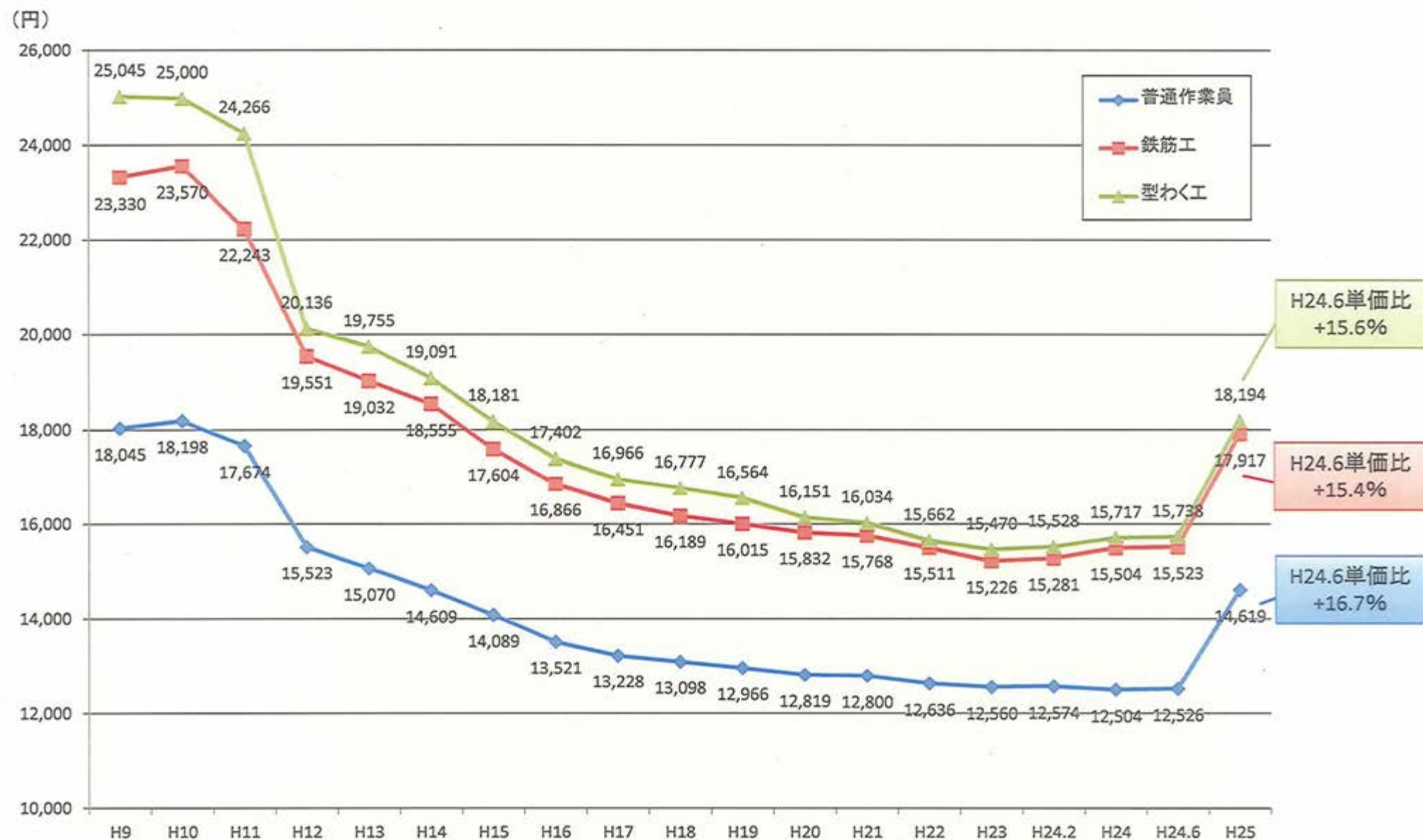
出所:総務省「労働力調査」(暦年平均)

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成23年と比較して55歳以上が約4万人増加、29歳以下が約3万人減少(平成24年)
- 入職者(新規高卒): 3.4万人(H4) → 1.5万人(H24) ▲58%
- 入職者(新規大卒・院卒等): 2.9万人(H4) → 1.9万人(H24) ▲33%
- ※工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減
- ※少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)





出所: 国土交通省「公共工事設計労務単価」
 ※数字は全国各都道府県の単純平均値

平成25年度 公共工事設計労務単価の概要

I. 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県について単価を5%引上げ）

→ 全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

II. あわせて、技能労働者への適切な賃金水準の確保について各団体に要請

建設業団体あて

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・ 適切な価格での下請契約の締結
- ・ 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- ・ 雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ

(2) 社会保険等への加入徹底

- ・ 元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約の締結する
- ・ 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

(3) 若年入職者の積極的な確保

賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保

(4) ダンピング受注の排除

公共発注者あて

(1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

(2) ダンピング受注の排除

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

(3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

民間発注者あて

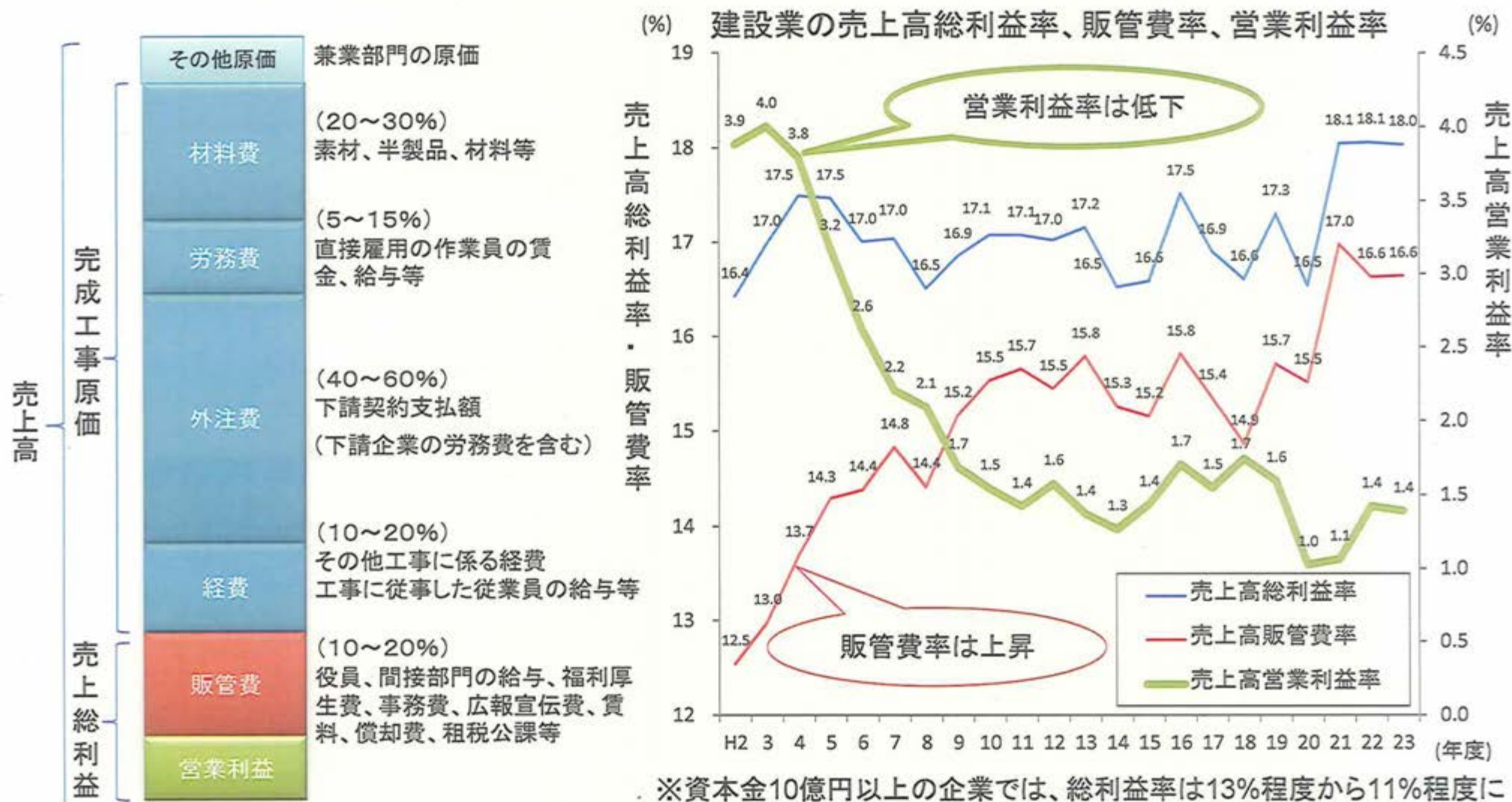
(1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注

これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注

(2) 社会保険料相当額の支払

労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を適切に含んだ額による工事発注

○ 販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷



※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時(H4年度)から約25%減。

部門別の職員数と増減状況

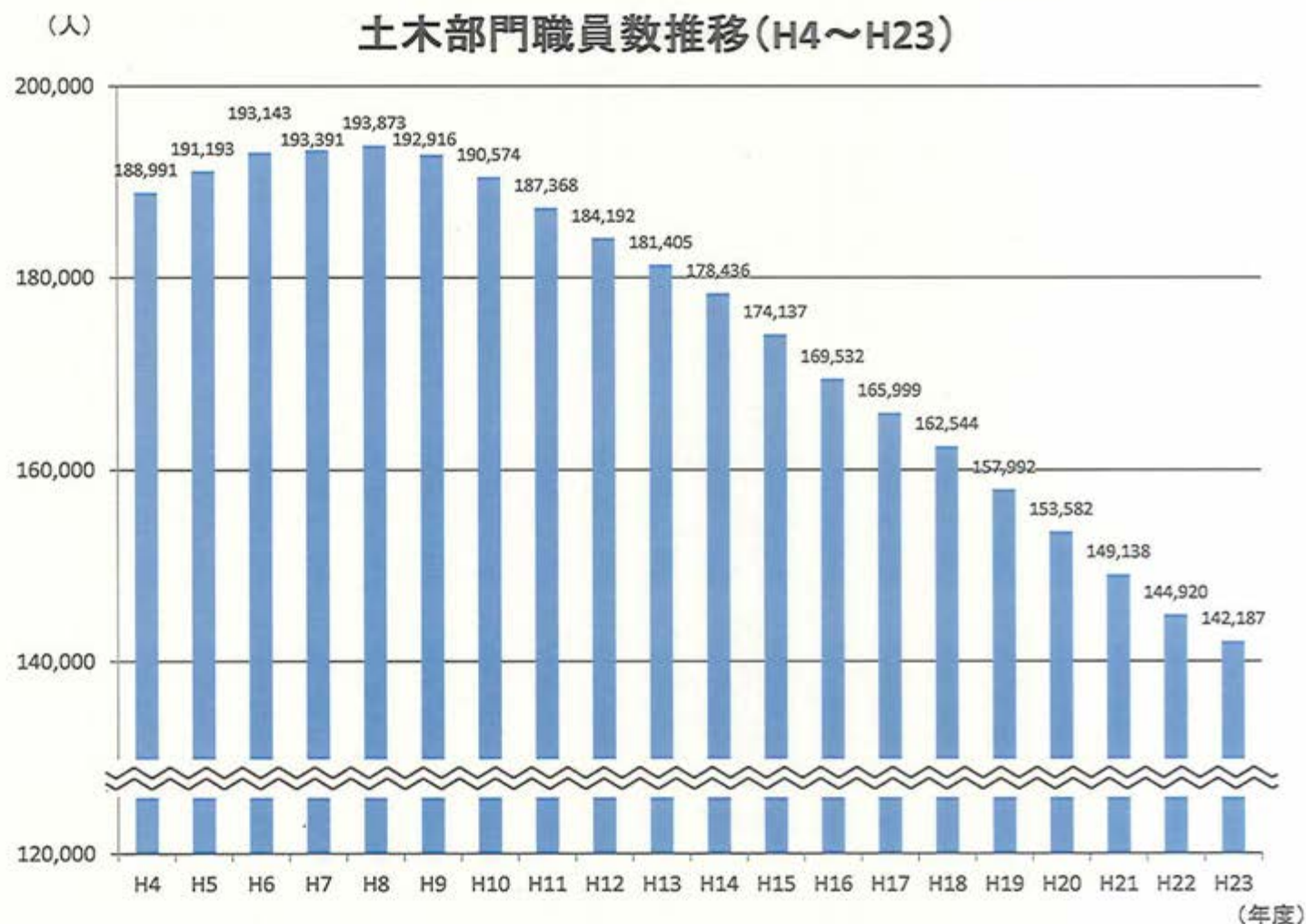
区分	平成6年度	平成23年度 (H6年度比)
普通行政【うち土木】	1,174,514 【193,143】	926,249 (▲21.1) 【142,187】 (▲26.4)
教育	1,281,001	1,055,313 (▲17.6)
警察	253,994	282,023 (11.0)
消防	145,535	158,062 (8.6)
計	2,855,044	2,421,647 (▲15.2)
公営企業等会計	437,448	367,342 (▲14.1)
合計	3,282,492	2,788,989 (▲15.0)

※平成23年度の公営企業等会計部門は、被災11団体の内訳が不明のため、小計に被災11団体の公営企業等会計部門職員数135名を足している。

※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等

※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

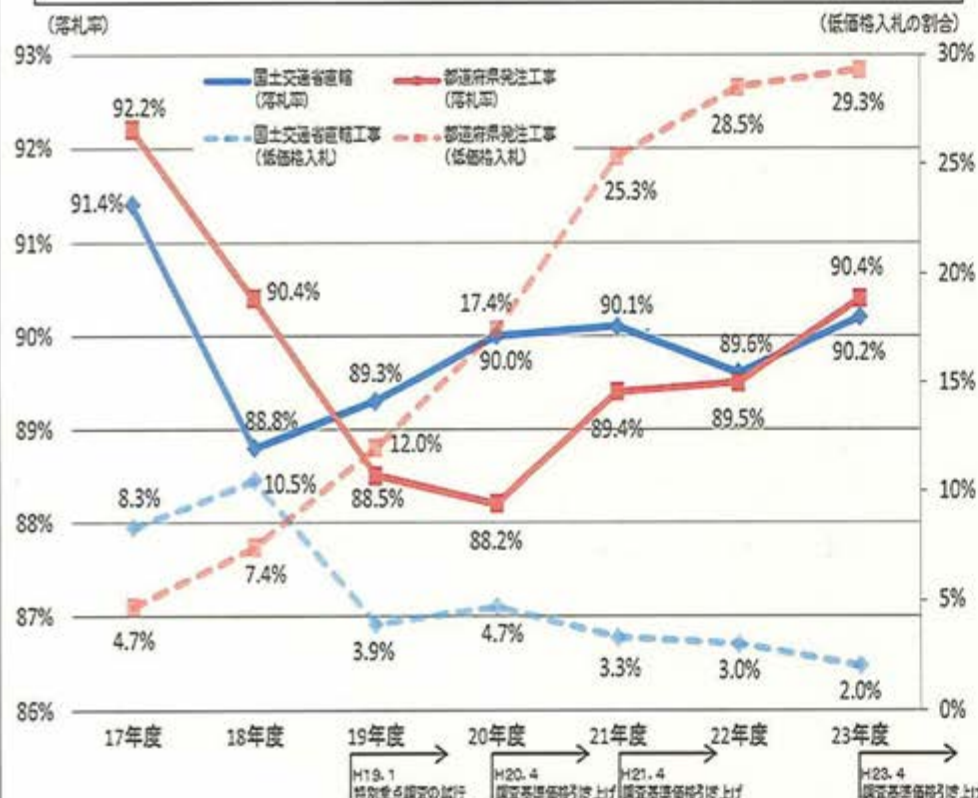
※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数



出所:総務省「地方公共団体定員管理調査」

国土交通省直轄工事及び都道府県発注工事における落札率及び低価格入札の発生率の推移

○都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



- ※1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合
- ※2 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）
- ※3 低価格に入札の発生率国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事（港湾空港関係除く）
- ※4 平成23年度は速報値であり、今後変更があり得る。

最低制限価格制度等の導入状況（H23.9.1現在）

- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を併用
42都道府県（89.4%）、19政令市（100%）、440市区町村（25.6%）
- 低入札価格調査制度のみ導入
5県（10.6%）、163市区町村（9.5%）
- 最低制限価格制度のみ導入
865市区町村（50.2%）
- いずれの制度也未導入
254市区町村（14.8%）

予定価格の事後公表への移行状況（H23.9.1現在）

○都道府県における移行状況

	(H22.9.1)	⇒	(H23.9.1)
・事後公表のみ	11団体		13団体 (+2)
・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。	16団体		16団体 (±0)
・事前公表のみ	20団体		18団体 (△2)

○政令指定都市における移行状況

	(H22.9.1)	⇒	(H23.9.1)
・事後公表のみ	3団体		4団体 (+1)
・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。	10団体		9団体 (△1)
・事前公表のみ	6団体		6団体 (±0)

○市区町村における移行状況

	(H22.9.1)	⇒	(H23.9.1)
・事後公表のみ	470団体		510団体 (+40)
・事前公表と事後公表との併用 ※試行を含む。	232団体		216団体 (△16)
・事前公表のみ	830団体		775団体 (△55)

低入札価格調査基準の見直し

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の見直しについて

○H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

H23.4～

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.30
- 上記の合計額 × 1.05



今回(H25.5.16～)

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

低入札価格調査基準等の引上げ

低入札価格調査基準の引上げの経緯(国土交通省発注工事)



都道府県における最低制限価格等の見直し状況(H23.11.1現在)

※都道府県の38団体において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上にいずれかの見直しを実施

(最低制限価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **10団体**(北海道、栃木県、新潟県、和歌山県、鳥取県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **20団体**(青森県、秋田県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、兵庫県、奈良県、鳥根県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県)

(低入札価格調査基準価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **8団体**(北海道、宮城県、山形県、栃木県、新潟県、佐賀県、宮崎県、沖縄県)
- ・23年4月公契連モデル準用又は同水準: **27団体**(青森県、秋田県、岩手県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県)

指定都市における最低制限価格等の見直し状況(H23.9.1現在)

※指定都市の10団体(52.6%)において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上にいずれかの見直しを実施

(最低制限価格) (低入札価格調査基準価格)

- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **2団体**(札幌市、さいたま市)
- ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **8団体**(千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、北九州市)

※堺市(10月~)